助産師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌オフィス　国家試験係 北海道札幌市中央区北三条西３丁目１番47号　ヒューリック札幌ＮＯＲＴＨ33ビル８階
青森県 宮城県	ランスタッド・仙台オフィス　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・首都圏プロセスセンター試験監督事業部国家試験係 東京都豊島区西池袋１丁目７番７号　東京西池袋ビルディング13階
愛知県 石川県	ランスタッド・名古屋オフィス　国家試験係 愛知県名古屋市中村区名駅４丁目６番17号　名古屋ビルディング６階
大阪府	ランスタッド・難波オフィス　国家試験係 大阪府大阪市浪速区難波中２丁目10番70号　パークスタワー10階
広島県	ランスタッド・広島オフィス　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県	ランスタッド・高松オフィス　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・福岡オフィス　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

看護師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第107回看護師国家試験を次のとおり施行する。

平成29年８月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

１　試験期日　平成30年２月18日（日曜日）

２　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

３　試験科目　人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論及び看護の統合と実践

４　受験資格

⑴　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下「指定大学」という。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成30年３月16日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において３年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成30年３月16日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

⑶　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（平成30年３月16日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑷　免許を得た後３年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で、指定大学、指定学校又は指定養成所において２年以上修業したもの（平成30年３月16日（金曜日）までに修業又は卒業する見込みの者を含む。）

⑸　保健師助産師看護師法第５条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑹　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の修了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（平成30年３月５日（月曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑺　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の修了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（平成30年３月５日（月曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑻　経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づき、日本語の語学研修及び看護導入研修を受け、かつ、研修の修了後、病院において看護師の監督の下で国家資格取得を目的として就労している外国人看護師候補者で、厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの（平成30年３月５日（月曜日）までに厚生労働大臣が⑴から⑶までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める見込みの者を含む。）

⑼　過去に⑹、⑺又は⑻により受験資格を認められた者

⑽　保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（昭和26年法律第147号）附則第８項に規定する者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は看護師国家試験運営本部事務所若しくは看護師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定大学、指定学校若しくは指定養成所又は看護師国家試験運営本部事務所若しくは看護師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、522円の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴から⑶又は⑽に該当する者が提出する書類　指定大学若しくは指定学校の修業証明書若しくは３年以上看護師になるのに必要な学科を修めたと判定されたことを証する書面（以下「修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成30年３月５日（月曜日）午後２時までに修業証明書若しくは卒業証明書又は修業判定証明書若しくは卒業判定証明書を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

なお、平成30年３月５日（月曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書の提出がなされないものについては、平成30年３月16日（金曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を看護師国家試験運営本部事務所又は看護師国家試験運営臨時事務所に提出すること。

ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類

㋐　指定大学若しくは指定学校の修業証明書若しくは２年以上修業したと判定されたことを証する書面（以下「２修業判定証明書」という。）若しくは修業見込証明書、又は指定養成所の卒業証明書若しくは卒業できると判定されたことを証する書面（以下「２卒業判定証明書」という。）若しくは卒業見込証明書